

環境基本計画

平成30年4月17日

4. 健康で心豊かな暮らしの実現

(基本的な考え方)

我が国の文化は自然との調和を基調とし、自然とのつきあいの中で、日本人の自然への感受性が培われ、伝統的な芸術文化や高度なものづくり文化が生まれてきた。しかしながら、海外への資源依存や急速な都市化の進展、人口減少・高齢化等によって、人と自然、人と人のつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつある。我々の暮らしは、森・里・川・海などがもたらす様々な自然の恵み（生態系サービス）によって支えられている。我が国の活力を維持・向上させていくためには、地域の独自性を活かした多様で魅力ある地域循環共生圏の創出が不可欠となる。各地域における森・里・川・海をはじめとする固有の自然に対する価値観を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築していくことが求められている。

人々の価値観やライフスタイル・ワークスタイルの在り方は、消費行動や燃料・エネルギー・資源の利用を通じて、直接的・間接的に地球環境に対して大きな影響を及ぼしている。AI、IoT等の技術革新は、ライフスタイル・ワークスタイルにも大きな変化をもたらす。例えば、カーシェアリングなどに代表されるシェアリングエコノミーは、資源を社会全体で有効活用することで、環境負荷の低減につながることを期待され、過剰消費と使い捨て文化に替わる新たなライフスタイルをもたらす可能性がある。我々自身の暮らし方や働き方、財・サービス等の選択をより環境配慮したものに向かうよう転換することで、新たな需要を生み、それが新たな財・サービスのイノベーションにつながるような、ライフスタイルにおけるイノベーションが必要である。

人々の価値観・ライフスタイルは多様化し、最近では都市住民の間で地方での生活を望む田園回帰の意識が高まっており、特に若者においてその割合が高くなっている。また、都市部の住民であっても、日常生活や余暇において、都市における身近な自然や、地方部における自然や文化に接することにより、人と自然のつながりを再認識し、これを日常の生活にフィードバックするなど、森・里・川・海をつなぐ意識を継続することは可能である。自然とのふれあいは健康の維持増進にも有用であり、心身に正の影響を与えることが示されている。人口減少・高齢化等に対応して、ライフスタイル・ワークスタイルを見直すことで、環境にやさしく、健康で質の高い生活への転換を図る必要がある。

人々の健康と心豊かな暮らしの基盤である環境は、化学物質等による水・大気・土壌等の環境汚染がもたらす人や生態系への悪影響の懸念やヒートアイランド現象など依然として様々なリスクに直面しており、環境リスクの評価を踏まえた改善とともに、環境リスクに対する予防的取組も求められている。

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換

(持続可能なライフスタイルと消費への転換)

消費者は、自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、「安さ」や「便利さ」を追求するのみならず、その背後に隠れた社会的費用についても意識することが求められる。E S D等を通じてこうした意識を喚起し、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費（エシカル消費））等、持続可能なライフスタイルへの理解を促進する。

日頃の小さな選択が未来を大きく変えていく、環境に配慮した選択は家計や健康、ライフスタイルにもよい影響を与えるという認識を広め、低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を展開する。

不必要な容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用等を促進する。特にリデュースやリユースをこれまで以上に進めるために、I T等も活用し、モノのサービス化、シェアリングやリペア・リユース等の更なる普及を行う。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においても、「持続可能性に配慮した運営計画（第1版）」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」が定められており、この調達コードに合致した農産物等の食材の調達を通じて、持続可能性の高い日本の食文化を国内外に分かりやすく発信する取組等を後押ししていく。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、環境保全や生態系との調和等に配慮して生産された農林水産物の利用の拡大やそれらに配慮して生産されたことを示す認証の普及を推進する。あわせて、生物多様性に配慮した取組として、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本とする有機農業を推進する。さらに、地産地消、日本人の伝統的な食文化である和食の発信等に取り組む。

(食品ロスの削減)

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスについて、その削減に向けて、個社での解決が難しいフードチェーン全体での非効率を改善するための商習慣の見直し及び生産・流通プロセスにおけるビッグデータやA Iを活用した需給バランス予測の高精度化などを促進するとともに、宴会時に「食べきりタイム」を設けることで食べ残しを減らす「3010運動」の展開や家庭で食材を上手に使い切るアイデアの普及等の地方公共団体による「おいしい食べきり運動」等の取組を促進するなど、事業者、消費者、地方公共団体、国等の各主体による取組を促進するとともに、地方公共団体等による連携及び調整の下での地域全体での取組を促進する。このほか、食品ロス削減に関する目標の設定や食品ロスの発生量の把握等の取組等を推進する。

(低炭素で健康な住まい)

断熱性能の高い住宅は低炭素と同時に、快適性の向上や健康維持に資する。このため、断熱性能の向上及び高効率機器の導入により大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指

したZEHの普及を推進するとともに、ZEHにおいて、低炭素化に資する国産材等の活用も促進する。

高齢者等が自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう、高齢者向け住宅等の高断熱・高气密化を進めることで、ヒートショックなど脳・心臓疾患等の疾病の予防と健康寿命の延伸、エネルギー起源の温室効果ガスの排出の抑制を図る。

(徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸)

都市のコンパクト化や公共交通の利用促進の取組などと併せて、徒歩や自転車で安全で快適に移動でき、魅力ある空間・環境を整備することで、徒歩や自転車の移動の割合を増加させ、移動に伴う温室効果ガスを削減し、健康増進や混雑緩和等に貢献する。

(テレワークなど働き方改革等の推進)

ICTの活用によるテレワークやフレックスタイム制の導入、ペーパーレス化を推進することにより、通勤交通に伴うCO₂排出や紙の使用量を削減すると同時に、仕事と育児・介護との両立がしやすい環境や生産性の向上を実現する。環境面における効果を「見える化」すること等を通じ、働き方改革の推進を支援する。

必要性の低い深夜営業や24時間営業など営業時間を見直すことで、人口減少下における労働力の確保や人件費の抑制、労働者の健康維持に貢献するとともに、温室効果ガスの排出を抑制する。

ICTを活用した医療や介護福祉等の推進により、安全・安心で低炭素な医療・介護福祉を促進する。

(「新・湯治」等による健康寿命の延伸)

ストレス社会と言われ、ワーク・ライフ・バランスの確保が求められる現代において、温泉地はリフレッシュや健康長寿の取組を進めるのにふさわしい場である。温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しむ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になることを目指す「新・湯治」を推進する。また、自然とのふれあいが健康に与える好影響に関する科学的データを収集・整理するとともに、健康寿命延伸に資するふれあいを促す取組を進める。

(ペットの適正飼養推進による生活の質の向上)

ペットの飼養は、人と生きものの重要な共生のあり方のひとつであって、国民に心豊かな生活をもたらすとともに、高齢者の健康寿命の延伸にもつながる。人とペットが共生する社会の実現を目指し、不適切な多頭飼育等による生活環境被害の防止を図るなど、飼い主による適正飼養を促進する施策を総合的に推進する。

(4) 環境情報の整備・提供

「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)に基づき策定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2017年5月30日閣議決定)に基づいて、環境分野における官民のデータの利活用を総合的かつ計画的に推進するとともに、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(2017年5月統計改革推進会議決定)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018年3月6日閣議決定)等に基づき、客観的な証拠に基づく政策の立案(EBPM)を推進するため、環境行政の政策立案に必要な統計データ等の着実な整備及び活用を推進する。特に、以下の点について重点的に取り組む。

①EBPM推進のための環境情報の整備

環境行政におけるEBPMを着実に推進するため、国際機関、国、地方公共団体、事業者等が保有する環境・経済・社会に関する統計データ等を幅広く収集・整備するとともに、環境行政の政策立案に重要な統計情報を着実に整備する。

②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

国、地方公共団体、事業者等が保有する官民データの相互の利活用を促進するため、「オープンデータ基本指針」(2017年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)等に基づき、環境情報に関するオープンデータの取組を強化する。また、各主体のパートナーシップを充実・強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルへの転換等を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、IT等を活用し、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者ニーズに応じた情報の提供を進める。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

(1) 東日本大震災からの復興・創生

①中間貯蔵施設の整備等

中間貯蔵施設(福島県内の除染によって生じた土壌等を最終処分までの間安全に管理・保管する施設)の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壌等の減容・再生利用について、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、政府一体となって事業の迅速かつ適正な実施に向けて必要な措置を講ずる。

②帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

2017年5月に改正された「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)に基づき、各市町村の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点における除染・解体とインフラ整備等との一体的施工を進める。

③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

2014年12月に取りまとめられた「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ」を踏まえ、2015年2月に「環境省における当面の施策の方向性」として、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実が掲げられている。本方向性に基づき、被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を進める。

④資源循環を通じた被災地の復興

廃棄物処理施設の熱電利用や低炭素型リサイクルの高度化など、資源循環を通じた被災地の復興を未来志向で進めるとともに、森・里・川・海が生み出す自然的なつながりや地域内での資金循環にも着目した施策を推進する。

(2) 自然災害への対応

①災害廃棄物の処理

近年、我が国では毎年のように大規模災害が発生し、廃棄物処理施設の被災による生活ごみやし尿の処理や大量に発生する災害廃棄物の処理が大きな課題の一つとなっている。また、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があることが予測されており、大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞すれば、復旧・復興が大幅に遅れる。また、大規模災害時に一つの市町村だけでは対応できないことが懸念される。

このような状況を踏まえ、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に地方公共団体を中心に、災害の規模に応じて地域ブロック単位、全国単位で連携を図りながら、災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理を行う。

②被災地の環境保全対策等

災害時のアスベストの飛散を防止するため、平常時における石綿使用建築物の把握や周辺住民等への注意喚起、災害時における応急措置や環境モニタリングなどが行われるよう周知徹底を図る。

また、災害廃棄物の害虫・悪臭対策や避難所における仮設トイレ等の臭気対策について情報提供を行うとともに、必要に応じて専門家の派遣を実施し、悪臭原因の把握、制御方法についての助言・指導等を行う。

さらに、東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえて策定した人とペットの災害対策に係るガイドラインに基づき、地方公共団体等と連携し、避難所におけるペットの受入れや被災ペットの緊急的な一時預かり体制の整備等について支援を行う。